

# 農地情報のデータベース化に対する支援

【平成20年度概算決定額：10,617,215(2,222,415)千円】

## 対策のポイント

農地の所有者や利用の状況等に関する情報を関係機関が共有化できるよう、農地に関する情報と地図情報を結合した農地情報図を共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるよう支援します。

また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

### (農地情報のデータベース化)

農地に関する情報は、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関がバラバラに保有しており、有効に活用されておられません。

このため、これらの関係機関が、個々に保有している情報を共通のデータベースとなる農地情報図として整備することで、例えば、面的集積の取組への活用、耕作放棄地解消対策の推進、農地法の許可事務、ブロックローテーション等作付体系の検討、基盤整備の賦課金徴収及び土地改良施設の維持・管理・更新などの業務を効率的に行えるようになります。

## 政策目標

H21年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備

### <内容>

#### 1. 農地情報のデータベース化

関係機関が保有している所有者、耕作者、地番、面積、地目、作付状況及び基盤整備情報などの農地に関連する情報と水土里情報センターが整備する地図情報を結合した農地情報図の整備を支援します。

##### (1) 地図情報整備の加速化及び基盤整備情報等の整備を支援

地図情報の整備を加速化するとともに、基盤整備情報等の整備を支援します。

【水土里情報利活用促進事業 9,699,415(2,222,415)千円】

##### (2) 農地に関する情報と地図情報との結合等を支援

所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と水土里情報センターが整備する地図情報との結合等を支援します。

【面的集積農地情報整備促進事業 867,800(0)千円】

#### 2. 貸出物件情報等を提供するシステムの構築

新規参入者等が必要とする農地の貸出物件情報や賃借料情報等について、個人情報の保護に留意し、全国どこからでもアクセスできるシステムを構築します。

【農地情報提供システム構築事業 50,000(0)千円】

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会、(財)日本水土総合研究所、地域担い手育成総合支援協議会、民間団体】

【事業実施期間：平成20年度～平成23年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-6744-2148(直))]

[担当課：農村振興局地域整備課(03-3501-8359(直))]

# 農地情報のデータベース化に対する支援

## 現 状

### 面的集積に必要な農地情報

・農地について、市町村、農業委員会、土地改良区等関係機関が情報をバラバラに保有しており、有効に活用されていない。

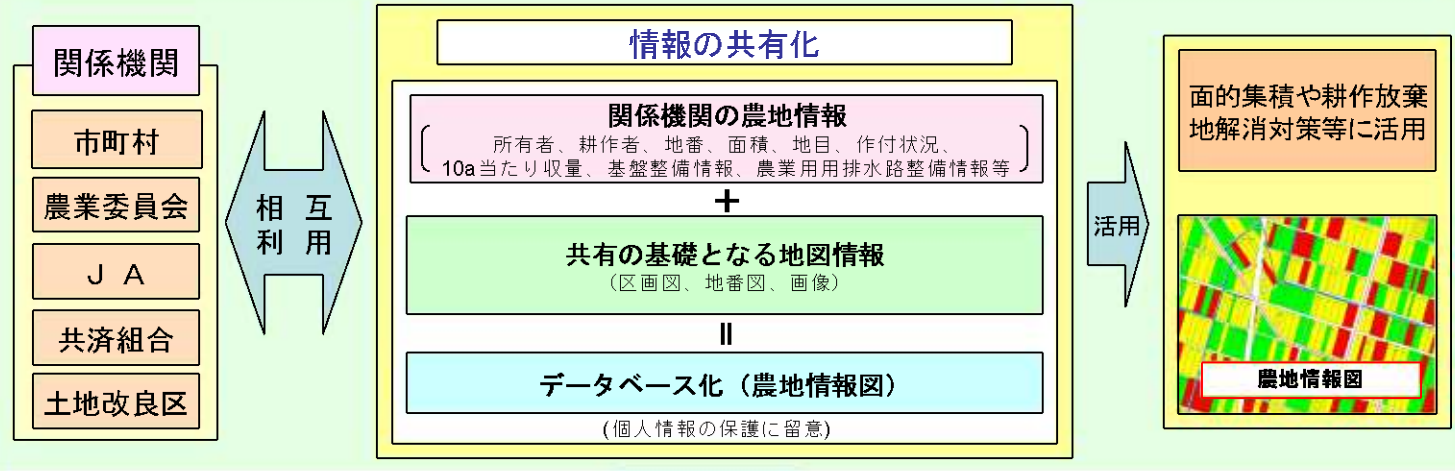
### 新規参入等に必要な農地情報

・農地の貸付・売却物件について、どこに、どんな農地が（田畑別、整備の有無、区画面積など）、どんな条件で（価格、小作料、期間、相手方など）等の情報が把握・整理されていない。また、全国的に提供できるものとなっていない。

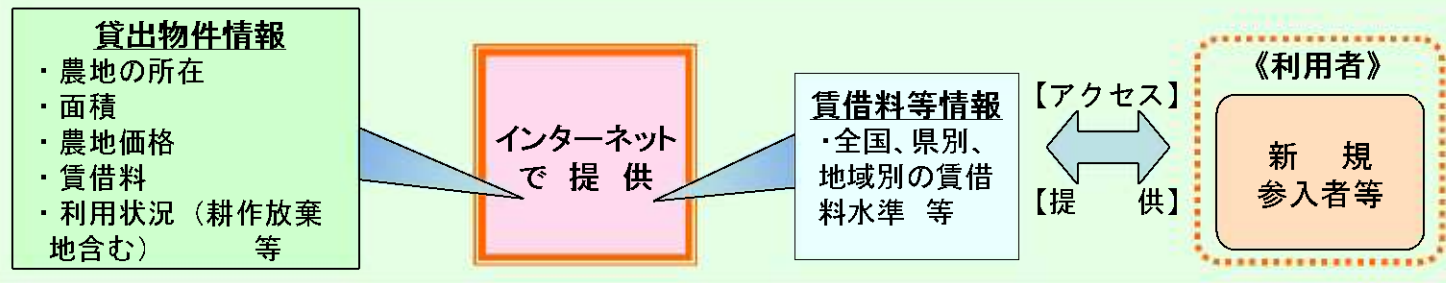
・農地の実勢の取引情報（価格、小作料の水準、作業料金等）についても、キメ細かに把握・整理されていないので、相場感がつかめない。

## 内 容

- 農地情報を関係機関が共有化するため、情報の基礎となる地図情報の上に各機関が保有している必要な情報を載せて一元化・データベース化（農地情報図の整備）
- それぞれの地域の実情に応じて、農地情報図を関係機関共有のデータベースとして位置付け、ここから必要な農地情報を関係機関に提供
- 情報の提供に当たっては、個人情報の保護に十分に留意



- 貸出物件等情報や賃借料水準等の情報を全国的・広域的に提供し、新規参入者等がアクセスできる体制を整備



## 支 援 措 置

- 農地情報を関係機関が共有化するため、関係機関の農地情報と共有の基盤となる地図情報を結合したデータベースの構築（農地情報図の整備）等を支援
- 貸出物件・取引情報（賃借料水準）等を全国的・広域的に提供するための体制を整備